

2021年1月14日

会員の皆さまへ

緊急事態宣言発出への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が、首都圏に続き近畿圏、中部圏等にも発出されました。これを受けて、会員や関係者の皆さま、当会職員の健康と安全を第一に考え、東日本、西日本とも以下の通り対応いたします。

1. 会の活動

- ・完全にWEBで実施できる活動は実施いたしますが、対面を伴う活動は中止いたします。

2. 事務局体制

- ・東京事務局は、職員は原則在宅勤務とさせていただきます。一部職員がシフト制により出勤しますが、少人数のためご対応にお時間を頂戴する場合がございます。あらかじめご了承ください。東京事務局への来訪や会議室のご利用は、基本のご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・大阪事務所は、職員は全員在宅勤務とし、期間中はクローズさせていただきます。会議室は使用できませんので、ご了解ください。

3. 実施期間 2021年1月14日（木）～ 緊急事態宣言解除日

- ・今後の状況によっては期間を変更させていただく場合がございます。

4. 実施期間中の連絡先

- ・東京事務局

TEL 03-3353-4999（平日9：30～17：30）

E-mail [acap@acap.jp](mailto:acap@acap.jp)

- ・大阪事務所

E-mail [shibu@acap.jp](mailto:shibu@acap.jp)

- ・担当職員とのご連絡は可能な限りメールでお願いいたします。

皆さまにはご不便ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

ACAP 事務局